

生涯学習センター及び藤枝地区交流センター西館

利用団体（自主グループ）登録に伴う注意事項

◇ 登録できる団体の条件

1 団体の運営について

- ① 概ね10人以上の会員を有する団体であること。
- ② 定期的かつ継続的に利用（月1回程度）されていること。
- ③ 会員の総意で会則、役員及び事業等が決められ、民意的に運営されていること。（会員主導で会が運営されていること）
- ④ 会の目的や活動の趣旨に賛同する者ならば、誰でも加入できること。
（ただし、一企業等の従業員だけで構成されていないこと）
- ⑤ 学習（活動）の成果を広く地域に還元できるように留意し、運営されていること。
（地域社会活動への参加やふれあいまつり等の諸行事で発表及び協力など）
- ⑥ 他の団体との連携・協調が図られていること。

2 会員と講師との関係

- ① 会員の総意で講師が選定されていること。
- ② 師弟関係のような講師と個人のつながりではなく、会と講師のつながりで相互学習が行われていること。
- ③ 講師が部屋取りや団体の運営をしていないこと。
（講師の個人教室として会議室等を利用しない）

3 団体の経理

- ① 会員の互選により選任された会計責任者が会費を集め、会の運営に充てられていること。
 - ② 経理内容が会員に公開されていること。
 - ③ 講師謝礼の額は、会員の総意で決められていること。
（講師の意思によるものではない）
- ※ 講師謝礼は、地区交流センターで行う講座等の講師謝礼額（8,000円/回）を上回らない額であること。

◇ 利用上の留意事項

1 利用について

- ① 利用者 ID や予約番号が分かるものを持参すること。
- ② 部屋の利用人員は、原則として5人以上とすること。
- ③ 使用時間が守られていること。
- ④ きちんと片付け（掃除等）が行われていること。
- ⑤ 備品の破損等を必ず申し出ること。
- ⑥ 部屋の使用をキャンセルする場合は、事前に連絡すること。ただし、既に納付した使用料は原則として還付できません。
- ⑦ 部屋の使用は、地区交流センター主催講座や市の使用が優先されます。
- ⑧ 駐車場は限られておりますので、相乗りや車以外での来館にご協力ください。
- ⑨ その他（施設敷地内禁煙・飲酒の禁止、イベントの際の現金の景品は禁止等を遵守すること。）

2 会員について

- ① 入会希望者は、誰でも入会できる会であること。
- ② 登録会員は10名以上とし10名以下になった時は、交流センターへ申し出ること。
- ③ 会員の中から代表者を選ぶこと。また、代表者は、市内居住か市内に勤めていること。
- ④ 代表者が代わる時には、必ず報告すること。

3 地区交流センター事業等への協力

- ① センター内外の清掃。（年1回程度予定）
- ② 地区ふれあいまつり及びロージュのつどいへの参加。
- ③ その他、地区交流センターから依頼があった場合。

上記の事項が守られない場合は、利用団体（自主グループ）の登録を抹消する事があります。